令和９年度

中野区　幼児教育・保育無償化の認定申請手続き

【お子さんが幼稚園・認定こども園（幼稚園的利用）に入園する方】

幼児教育・保育無償化とは

幼稚園・認定こども園（幼稚園的利用）に入園する方が、各種補助金を受けることができる制度です。補助金を受けるためには、認定を取得したうえで補助金の申請が必要です。本冊子は、認定の申請手続きに関するご案内です。

お手続きの流れ（認定と補助金の両方の申請が必要です）

1　申請区分の確認
申請区分によって必要書類が異なります。Ｐ．２を必ずご確認ください。

▶

2　認定の申請
認定通知書は２月中旬から３月末にかけて順次発送予定です。

▶

3　補助金の申請
※別途お手続きが必要です。詳細は別冊の補助金のご案内をご確認ください。

←――― この冊子でできる手続き ―――→

提出期限	＜令和９年４月入園の方＞ **令和８年１２月２４日（木）必着** ※４月入園以外の方は、施設の利用開始日までにご提出ください。
必要書類	**認定申請区分によって提出書類が異なります。** Ｐ．２を確認いただき、該当の必要書類をご提出ください。
提出方法	**電子申請**（Ｐ．３から提出ができます。） ※郵送の場合は、下記の提出先へご提出ください。

お問い合わせ・提出先

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課　教育・保育支給認定係（区役所３階）
〒１６４－８５０１ 中野区中野４丁目１１番１９号
電話：０３－３２２８－５７９３（直通）　受付時間：８：３０～１７：００
※幼稚園や地域事務所、すこやか福祉センターには提出できません。

１．認定申請区分の確認

下記の質問項目をご確認いただき、ご自身が該当する認定申請区分をご確認ください。

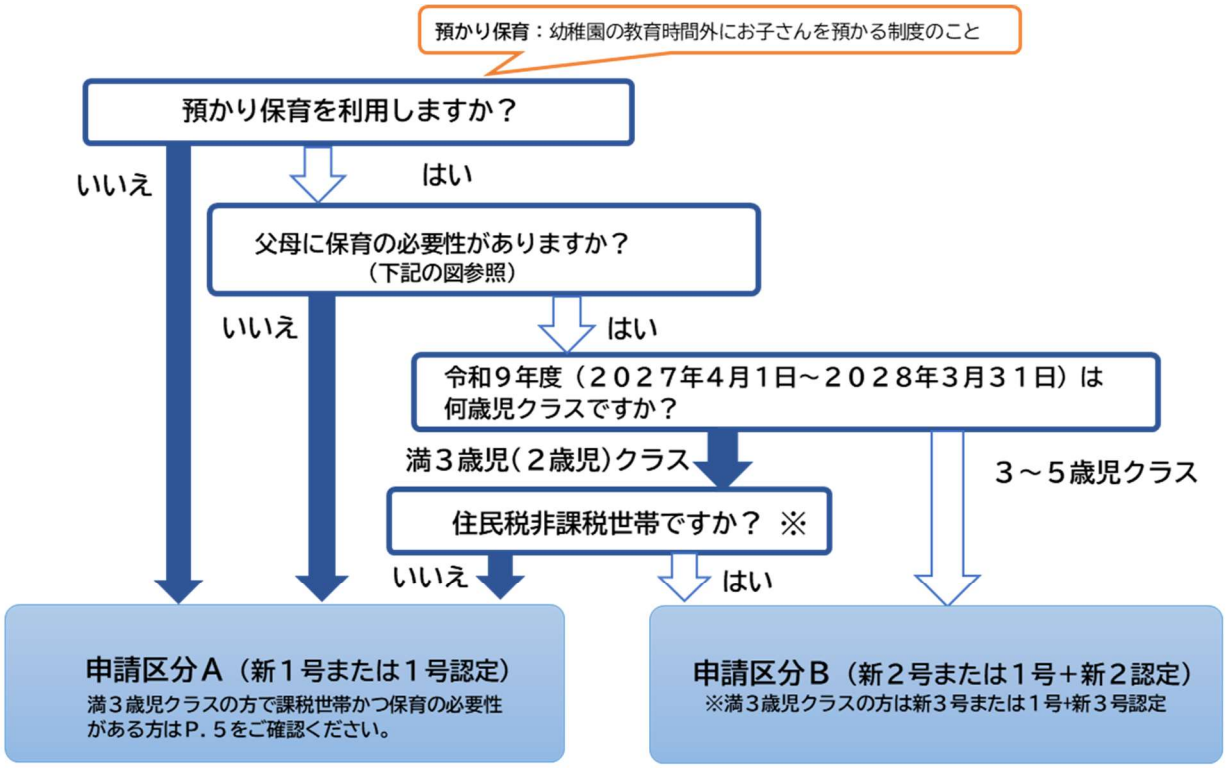

※２０２７年４月～８月までの認定申請は２０２６年度の住民税課税状況に基づく。
　２０２７年９月～２０２８年８月までの認定申請は２０２７年度の住民税課税状況に基づく。

＜保育の必要性の事由＞保護者のいずれもが次の事由に該当することを「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		認定期間
就労	月実働48時間以上の就労を常態としている場合 （出産予定・産休中・育休中を含む）	就労している期間
妊娠・出産	出産前後の場合	出産予定月及びその前後２か月 （多胎妊娠の場合は14週間前から）
求職活動	求職活動や就労予定の場合	90日
就学	月48時間以上の就学（職業訓練含む）を 常態としている場合	必要な期間
疾病・障がい	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護（週3日かつ 日中4時間以上）している場合	
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	
その他	特に保育が必要と認められている場合	

各種書類（区様式：ＰＤＦ、エクセル版）は、中野区ＨＰからダウンロードできます！

※後日、不足・追加書類を提出いただく場合もこちらから提出できます。

▸右記の二次元コードまたはＨＰのＩＤ検索（ＩＤ：７２０４５３３６５）から確認できます。
・「幼稚園・認定こども園（幼稚園的利用）を利用される方の認定申請等について」

２.必要書類の提出（該当する申請区分の必要書類をご提出ください）

申請区分	提出書類	電子申請はこちら
■申請区分A （新１号または １号認定）	（１）給付認定申請書のみ ※電子申請の場合は必要事項を入力いただくだけで提出できます。	給付認定申請書の提出
■申請区分B （新２号または １号＋新２号認定）	（１）給付認定申請書 （２）保育の必要性を確認できる書類（父母１部ずつ） ※下記の表から該当する書類をご確認ください。 ※各種書類は中野区 HP からダウンロードできます（P.２下部）	

※郵送で提出いただく場合は、P.１の提出先までご提出ください。
※きょうだいがいる場合、給付認定申請書は申請するお子さんの人数分必要です。

＜電子申請の回答方法＞　二次元コードを読み取り、必須事項を入力のうえご提出ください。

Q1 申請区分	→「新規で認定を申請する」 ※認可保育所を利用（申請）していた場合でも、認定区分が異なるため新規で申請してください。
Q10 預かり保育の利用・保育の必要性	P.２ で確認いただいた認定申請区分 A または B を選択してください。
添付書類について	・「給付認定申請書」はフォーム上で入力いただくため添付不要です。 ・申請区分Bの方は、フォーム上で「保育の必要性を確認できる書類」を添付することができます（添付可：写真データ、PDF、Excel）。

＜保育の必要性を確認できる書類（※申請区分 B の方のみ）＞

父	母	保育の必要性の事由	保育の必要性を確認できる書類
□	□	就労	会社員・パート・派遣社員等…１点 ①就労証明書（区様式） 自営業（経営主・親族経営・役員等）…２点 ①就労証明書（区様式） ②直近の所得税の確定申告書（第一表と第二表） または直近の源泉徴収票 ※②の書類をご提出いただけない場合は下記の⑴と⑵をご提出ください。 ⑴仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等） ⑵収入の証明（給与明細、売上が振り込まれた通帳のコピー等）
□	□	妊娠・出産	母子手帳のコピー…２点 ①表紙（保護者氏名） ②出産予定日が記載されているページ
□	□	求職活動	就職活動を証明する書類…１点 （ハローワークが認める求職活動を証明する書類、求人サイトの登録画面等）
□	□	就学	①在学証明書のコピー ②スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割等） ③在学開始日及び卒業見込み年月日が確認できるもののコピー（学生証等）
□	□	疾病・障がい	≪疾病要件≫ ・診断書（区様式）※中野区様式以外では認められません。 ≪障がい要件≫ ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
□	□	親族の介護・看護	①被介護・看護者の診断書または障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー ②介護・看護の週間スケジュール表
□	□	災害復旧	り災・被災証明書のコピー
□	□	その他	具体的な書類についてはお問い合わせください。
□	□	不存在	≪死別、離婚、未婚の方≫ 次のいずれかのコピー ・児童扶養手当認定通知書　・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払い通知書　・（離婚の）受理証明書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本（全部事項証明） ≪上記以外の方≫ ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの 具体的な提出書類についてはお問い合わせください。

※後日、収入を証明する書類やマイナンバー（個人番号）に関する書類を依頼させていただく可能性がございます。

３．申請区分Ｂ（新２号・新３号認定）に該当し、産休・育休中の方

○お子さん本人（認定申請児童）の育休中の場合

・元の職場に復職することを前提に、「就労」の事由で認定をしているため、認定開始日から1か月以内に育休中の職場へ復職をする必要がございます。復職ができない場合や育休の再取得をされた場合、認定は取消となります。
例）４月入園の場合は5月１日までに復職が必要です。

・お子さん本人（認定申請児童）の育休から復職せず、続けて下のお子さんの産休・育休を取得する場合は、「妊娠・出産」の事由での申請となり、認定期間をもって認定終了となります。

○下のお子さんの産休中・育休中の場合

お子さん本人（認定申請児童）が幼稚園に入園（転園）したタイミングによってパターン①または②に区分されます。該当するパターンを確認してください。

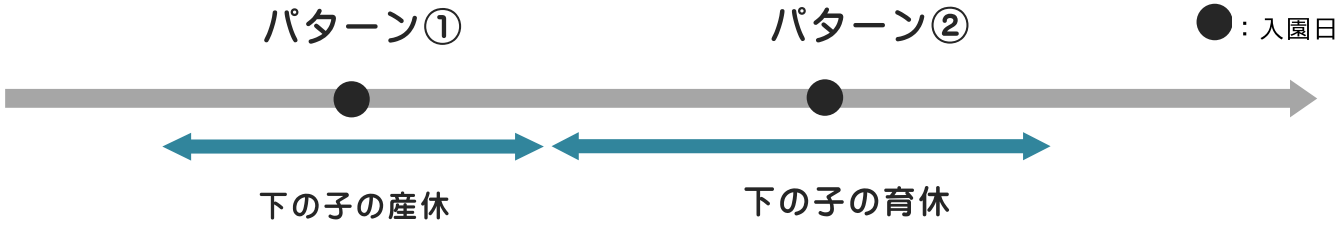

パターン①：認定申請児童が下のお子さんの産休中に入園した場合
・「妊娠・出産」の事由で認定を申請できます。
（1）産休終了日の翌日に復職した場合は、「就労」の事由で認定を継続します。
（2）産休期間後、育児休業を取得する場合や復職しない（保育の必要性がない）場合は、「妊娠・出産」の認定期間をもって認定終了となります。

パターン②：認定申請児童が下のお子さんの育休中に入園した場合
（1）元の職場に復職する場合は、「就労」の事由で認定となります。認定開始日から1か月以内に育休中の職場へ復職をする必要があります。
（2）復職しない場合は、保育の必要性がないため、申請区分 A となります。

４．上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を取得するとき

育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんのほか、すでに幼稚園等に在籍しているお子さん（上のお子さん）についても家庭での育児が可能となります。
しかし、保護者の事情や児童福祉の観点から、下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入園した場合は、特例として保護者が育児休業中に限り、上のお子さんの新２号（新３号）認定を認めています。（＝育休特例）

※育休特例の期間中に認可保育園から幼稚園へ転園（幼稚園間の転園も含む）された場合は、育休特例の対象外となります。

〈育休特例期間〉

・育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できる方（会社員等）	下のお子さんが満３歳になる日の属する年度末（３月31日）まで
・上記休業を取得できない方（自営業主・役員等）	下のお子さんが満1歳になる日の属する年度末（３月31日）まで（みなし育休）

５．認可保育所に在園中、入所・転園申請中の方は追加のお手続きが必要です

・入園月の前月末までに該当する書類をご提出ください。

	状況	必要な手続き	（1）幼稚園に入園する	（2）保育所に在園（入園）する
■	認可保育所に在園中の方	（1）幼稚園・こども園に入園する場合は、早急に保育所の「退園届」を提出してください。 ※退園届を提出した際に、保育所にも退園することを伝えてください。 （2）認可保育所の在園を継続する（幼稚園に入園しない）場合は「認定申請の取下げ」を提出してください。	退園届の提出 ※一度ご提出いただいた退園届は取下げができません。	幼稚園の 認定申請の取下げ 〈回答内容〉 Q1:「認定の変更を申請する」 Q2:「認定申請の取下げの申請」 ※その他必須事項を入力のうえ、ご提出ください。
■	認可保育所への入所・転園申請中の方	（1）幼稚園・こども園に入園する場合は、「認可保育所の辞退届」を提出してください。 （2）認可保育所に入所する場合は、幼稚園の「認定申請の取下げ」を提出してください。	認可保育所の 辞退届の提出	

６.満３歳児クラス（課税世帯かつ保育の必要性がある方はご確認ください）

■	課税世帯の方は認定申請区分Ａ（１号/新１号認定）となりますが、保護者の方に保育の必要性がある場合は、預かり保育料の補助金を申請することができます。 ※詳細は別冊の「中野区私立幼稚園等保護者向け補助金」を参照してください。 ※新２号認定は３歳児クラスから取得できます。変更のお手続きは進級時にご案内いたします。

７．よくある質問

	質問内容	回答	
1	入園後、変更があった場合は手続きが必要ですか？	認定を受けている方で家庭状況・支給認定内容に変更があった場合（就職、転職、出産、結婚・離婚等）は、変更があった日から２週間以内を目安に必要書類をご提出ください。 詳細は右記二次元コードから中野区ホームページをご確認ください。	中野区ＨＰ 申請後、認定内容に変更があった場合は、こちらをご確認ください。
2	審査完了の通知はありますか？	審査完了の通知はございません。 不備不足がある場合のみご連絡いたします。	
3	認定申請は毎年度必要ですか？	変更がない場合は申請不要です。認定通知書は破棄せずにご自宅で保管してください。 ※申請区分Ｂの方については、年度に1回保育の必要性を確認するための現況調査があります。詳細は入園後、ご案内いたします。	